

令和4年6月15日
農林水産部水産振興課

「スライド相談窓口（漁港漁場関係）」の設置について（お知らせ）

今般、建設工事に使用する燃油・建設資材等の価格が高騰しており、工事受注後の請負代金額が不相当となる恐れが生じております。このような事象が生じた場合、建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）を適用した請負代金額の変更が可能となっております。

農林水産部所管の漁港漁場関係建設工事を対象に、スライド条項の周知や制度の理解、適切な運用のため、受注者からの問い合わせや相談を受け付ける総合的な窓口「スライド相談窓口（漁港漁場関係）」を下記のとおり設置いたします。

記

1 「スライド相談窓口（漁港漁場関係）」の業務*

- 1) 建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）運用に関する周知
- 2) スライド変更等に係る受注者からの問い合わせ、相談受付
- 3) 相談事案に係る工事担当職員との調整

※対象は農林水産部所管の漁港漁場関係建設工事に限ります。

2 「スライド相談窓口（漁港漁場関係）」の設置場所

庄内総合支庁産業経済部水産振興課内【課長補佐（漁港整備担当）】

TEL 0234-24-6044

3 窓口設置期間

令和4年6月15日から当面の間